

地域型保育事業所の認可について

平成 29 年 3 月 17 日

藤枝市児童課

地域型保育事業所の認可について

【地域型保育事業とは】

子ども・子育て支援新制度において創設された制度で、3歳未満児を主に保育をする利用定員が19人以下の施設・事業。ただし、事業所内保育事業は、利用定員の上限はない。

認可基準は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市が認可する。

※施設設備・職員配置基準

事業名	定員	保育従事者資格	職員配置(乳幼児：保育従事者)	面積基準(乳幼児一人あたりの面積)
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者	0～2歳 3：1	0～2歳 3.3㎡以上
小規模保育事業A型	6人以上19人以下	保育士	0歳 3：1 1～2歳 6：1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上
小規模保育事業B型	6人以上19人以下	保育士1/2以上	0歳 3：1 1～2歳 6：1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上
小規模保育事業C型	6人以上10人以下	家庭的保育者	0～2歳 3：1	0～2歳 3.3㎡以上
居宅訪問型保育事業	1人	家庭的保育者	0～2歳 1：1	基準なし (乳幼児の家庭で保育するため)
事業所内保育事業	1人以上 (地域枠の子ども)	保育士	0歳 3：1 1～2歳 6：1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上

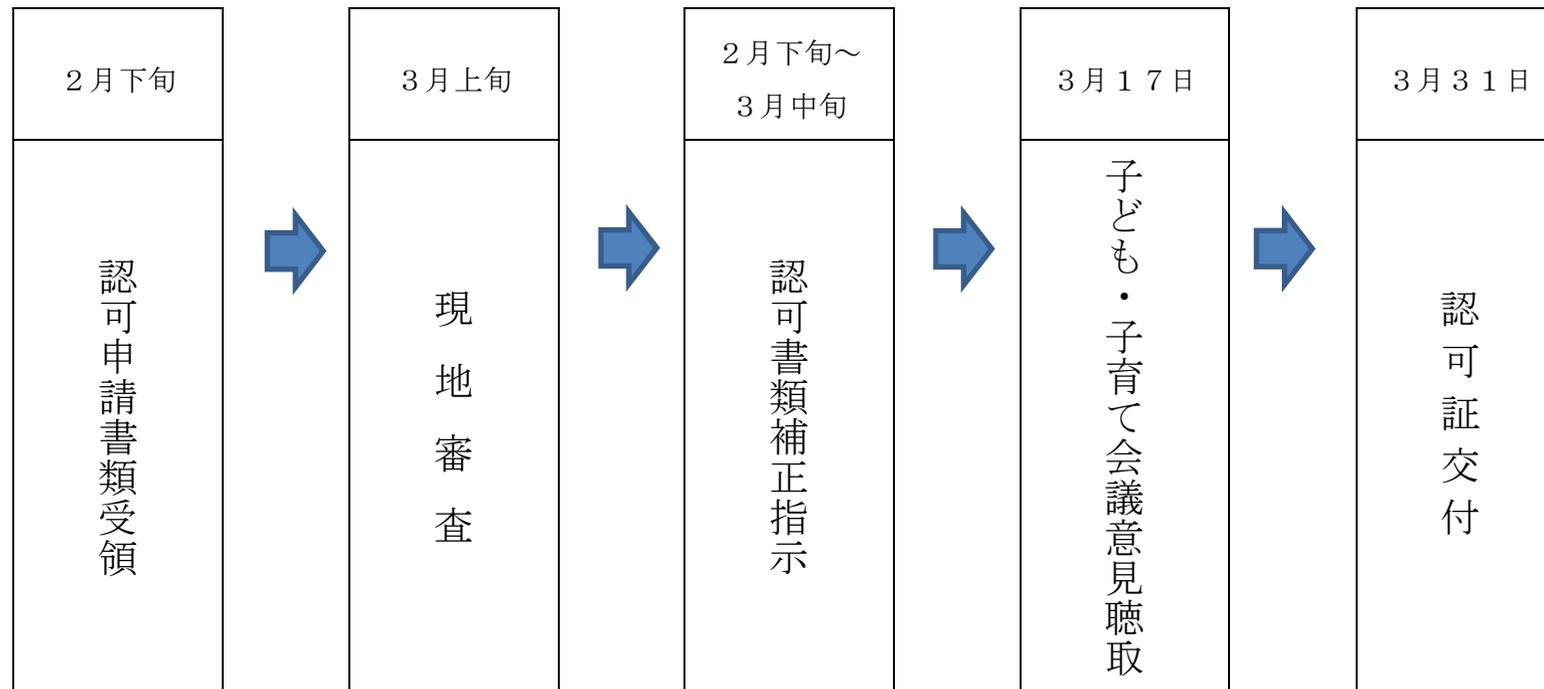
【子ども・子育て会議の役割】

子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、市町村が地域型保育事業の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

【認可事務の流れについて】

事業者から提出された認可申請書類を基に、職員が現地審査を実施し、運営責任者への聞き取り調査及び設備基準・職員配置を確認。

平成29年3月31日付で認可証を交付予定。



地域型保育事業所の認可予定施設について

【認可予定施設】

No.	類型	施設名称	所在地	平成28年度利用定員		計	子ども1人あたり面積
				3号			
				1・2歳	0歳		
1	小規模保育事業A型	藤枝のんのん保育園	前島 1-9-40-1F	16人	3人	19人	3.10㎡
2		いちご保育園	高柳 2166-15	9人	3人	12人	3.18㎡

【藤枝のんのん保育園】

保育室	建築基準法に拠る床面積	有効面積	保育可能人数	利用定員
0歳児室	15.52㎡	14.50㎡	$14.50\text{㎡} \div 3.30\text{㎡/人} = 4.39\text{人}$	0歳児 3人
1・2歳児室	47.54㎡	44.41㎡	$26.40\text{㎡} \div 3.30\text{㎡/人} = 8.00\text{人}$	1歳児 8人
			$18.01\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 9.09\text{人}$	2歳児 8人
計	63.06㎡	58.91㎡		19人

【いちご保育園】

保育室	建築基準法に拠る床面積	有効面積	保育可能人数	利用定員
0歳児室	13.24㎡	11.88㎡	$11.88\text{㎡} \div 3.30\text{㎡/人} = 3.60\text{人}$	0歳児 3人
1・2歳児室	28.15㎡	26.26㎡	$13.20\text{㎡} \div 3.30\text{㎡/人} = 4.00\text{人}$	1歳児 4人
			$13.06\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 6.59\text{人}$	2歳児 5人
計	41.39㎡	38.14㎡		12人

地域型保育事業の認可変更について

【定員変更施設】

【変更前】

【変更後】

No.	類型	施設名称	所在地	平成28年度利用定員		計	平成29年度利用定員		計
				3号			3号		
				1・2歳	0歳		1・2歳	0歳	
1	小規模保育事業A型	みらい保育園	水守1-5-5	6人	2人	8人	16人	3人	19人
2	小規模保育事業A型	すまいる保育園	城南2-7-22	6人	3人	9人	12人	3人	15人

【設置者変更】

No.	類型	施設名称	設置者	新たな設置者	備考
1	小規模保育事業A型	チャイルドルーム リリー (下藪田)	八木 由香	株式会社すくすくの森 代表取締役 八木由香	H29.4.1